





※画像はイメージです。

介護保険で購入可能な福祉用具 6 種目

2023 年 4 月現在

2020年4月城市		
種目名	対象になる方	金額目安 (1割負担の場合)
① 腰掛便座		[例] • 家具調ポータブルトイレ
② 自動排泄処理装置の交換可能部品		5,000 円~ • 折畳みシャワーベンチ
③ 入浴補助用具	要支援	3,000 円~
④ 簡易浴槽	1以上の方	浴槽台2,000 円~
⑤ 移動用リフトのつり具		• バスボード 1,500 円~
⑥ 排泄予測支援機器		

- ・年間(毎年4月1日から翌年3月末日)で購入できるのは10万円までです。購入金額が10万円を超えた場合、超えた分については全額自己負担になります。購入にかかる消費税を含めた金額が支給対象です。
- 原則として同じ種類のものは重複して購入できません。
- <u>福祉用具購入費は費用の全額を販売事業者へ支払った後に払い戻し(償還払い)が受けられます。</u> お住いの市町村によっては受領委任払い制度を利用することにより、当初から負担割合証に記載の負担割合に 応じた負担で福祉用具を購入することができます。<u>※川崎市は受領委任払い制度の利用が可能です。</u>
- ・金額目安はあくまでも目安です。また、自己負担額が1割でない方は異なります。弊社までお気軽にお問合せ下さい。

